

# 工事監理業務仕様書

## 一 般 事 項

### 1 工事監理業務

(1) 工事監理業務の内容は次のとおりとする。

- ・非常駐監理
- ・建築工事監理
- ・設備工事監理

(2) 工事管理

(a) 施工管理

- ・工程管理は、工程表に基づき、実施の結果と予定との相違を確かめこれをなくすよう工事受注者を指導する。
- ・施工管理は合理的能率的かつ適正に施工されるよう努力し、試験及び施工検査等に立会い、監督員に協力する。
- ・品質管理は、材料の品質が管理されるよう監督員に協力する。

(b) 安全管理

- ・工事受注者に対し、災害事故防止に努めるよう指導及び協力する。

(3) 検査

下記の検査に立会い、検査に協力しなければならない。

- ・完成検査
- ・中間検査

(4) 監督員との連絡等

- ・常に監督員との連絡を密にし、業務予定、指示事項、承諾事項等については、原則としてその都度文書で報告する。
- ・工事受注者との会議、打合せ等はその内容を記録し提出する。

### 2 監理の留意事項

(1) 関係法令等の遵守

建築基準法、消防法及びその他の関係法令等の遵守に関して、工事受注者を常に指導監督しなければならない。

### 3 記 録

(1) 工事監理報告書

- ・工事監理の実施内容、工事の進捗状況、主要な協議事項、施工状況の確認結果及び検査結果等を記載した工事監理報告書を業務期間中毎月提出する。

(2) 打合せ記録

- ・工事受注者に対して行う、協議、指示等は工事現場連絡表により行う。

## 現場管理

### 1 施工管理

#### (1) 工事受注者の指導

- ・ 施工中、現場を巡視して設計図書等に合致した建築物を完成させるよう指導監督する。
- ・ 工事受注者から提出される施工計画書、施工図、材料見本、製作及び承認図等の検討及び指示を行う。
- ・ 工事に関する官公署等への届出、許認可の申請等について適切な指示を行う。

#### (2) 監督員に対する協力

- ・ 工事工程表の検討をする。
- ・ 工期延期申請の検討をする。
- ・ 工事の変更、中止等に関する助言を行う。
- ・ その他、監督員が工事監理に関する事項で協力を求める事項を行う。

### 2 安全管理

#### (1) 工事受注者の指導

- ・ 現場事務所内の適当な場所に、緊急時連絡先表、実施工程表、その他必要な事項を掲示させる。
- ・ 現場の道路に面する見やすい場所に、建設業の許可票、労務保険成立票等及びその他必要な表示をさせる。

#### (2) 事故の防止

- ・ 火災、災害等に対する予防対策並びに指導を十分に行い、各種の事故防止に万全を期さなければならない。

### 3 検査業務

#### (1) 立会い検査

- ・ 監督員又は工事受注者から立会い又は検査、確認等を求められたときは、その求めに応じなければならない。
- ・ 工程に合わせ随時検査、確認を行うものとする。

#### (2) 中間・完成検査

- ・ 中間検査に立会う。
- ・ 工事完成のときは下検査を行う。また、完成検査に立会う。

#### (3) 手直し確認

- ・ 完成検査の結果、手直し工事等を要する場合は、監理業務を行う。
- ・ 手直し工事完了の報告を受けたときは、その確認業務に立会う。

(4) 関係行政庁等の検査

- ・建物の完成検査前に関係行政庁等が行う検査に立会い、合格したことを確認する。(消防検査等)

4 設計変更等

- ・設計変更の必要が生じた場合は、その内容を確認の上、関係図書を整理し監督員に提出する。工事受注者から工期延長の申出があったときは、その理由を明確にし監督員と協議する。

5 その他

- ・この仕様書に記載のない事項については、埼玉県建築工事監理業務共通仕様書に準ずる。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因して工事や監理業務に影響が出た場合には、発注者と協議したうえで、受注者の責めに帰すことができないものとして設計図書等の変更を行うことができる。